

第56回埼玉県大規模小売店舗立地審議会議事録

- 1 日時 平成21年9月14日(月) 14:00~16:00
- 2 場所 さいたま共済会館 502会議室
- 3 出席者 委員8名(敬称略)
佐世 芳、坂本 邦宏、木村 和則、大久保 秀子
渡辺 洋子、松本 光弘、島 千代子、田中 恭子(左記4名
は意見の開陳による出席)
事務局 福島産業労働部副部長
斎藤商業支援課副課長
大型店立地担当職員4名
- 4 審議内容
県意見についての審議
ア 新設
 - 新設(5条1項) (仮称) マルエツ朝霞溝沼店
 - 新設(5条1項) (仮称) カスミ宮代SC
 - 新設(5条1項) (仮称) 鷲宮南部開発SC
 - 新設(5条1項) ケーズデンキ本庄店
 - 新設(5条1項) (仮称) 川越旭町ショッピングセンターイ 変更
 - 変更(6条2項) 加須カタクラパーク
 - 変更(6条2項) 関口ビル
- 5 傍聴人 なし
- 6 その他 事前打ち合わせを行い、内容等について確認した。
(1) 交通について 9月 1日(火)、坂本 邦宏 委員
(2) 騒音について 9月 1日(火)、木村 和則 委員

会議要旨(概要)

- 1 開会

2 議事

県意見についての審議

ア 新設

- 新設（5条1項） （仮称）マルエツ朝霞溝沼店
（事務局説明）

【議 長】 店舗東側に住居が接近している。ここの荷さばき車両入口というのは、荷さばき車両だけを通すのか。

【事務局】 荷さばき車両のみの出入口である。

【委 員】 店舗と隔地駐車場との間に公開空地のようなものができるが、これは新設の道路になるのか、それとも敷地内通路なのか。というのも、そこに横断歩道のようなものがあり、それが道路交通法に基づく横断歩道になるのか、それとも歩行者スペースという扱いになるのか。

【事務局】 道路認定をしており、道路という取り扱いになる。横断歩道状のものについては、歩行者スペースという取り扱いになる。

【議 長】 店舗南側のセットバック部分については、民地で歩行者スペースということによろしいか。

【事務局】 そのとおりである。

【委 員】 その歩行者スペースには柵や段差などの車が入れないような構造にしているのか。

【事務局】 その点については、後日確認したい。（後日、車が入れないことを確認。）

【委 員】 何ものなれば、違法駐車や違法停車などの事態を招くことになる。車が入れなくなれば何の問題もないと考える。

【委 員】 隔地駐車場との間の私道部分について、私有地という扱いと

なると、場所によっては騒音の予測値が大きくなる部分があるのではないか。

【事務局】 隔地駐車場との間の私道については、私道であるが道路認定はしており、道路という取り扱いになっている。騒音予測上は道路として取り扱っている。

【議長】 他に意見がないようなので、事務局案のとおり、意見は付さないこととしたい。

(全員了承)

●新設(5条1項) (仮称)カスミ宮代SC
(事務局説明)

【委員】 右折出庫について、狭隘路に車が行かないように右折出庫させるという処置は良いかと思う。店舗東側出入口について、入ったところからそのまま屋上に上られるのか。

【事務局】 ここから入った車は平面駐車場を経由して屋上に上がる形になると聞いている。

【議長】 店舗東側出入口から屋上に上がる際には平面駐車場を一回りしてから昇っていただくということで良いか。

【事務局】 そのとおりである。

【議長】 北側の住宅に接近しているが、騒音・渋滞等は問題ないということが良いか。

【事務局】 店舗北側についても騒音予測を行っているが、基準値以下との結果であった。

【委員】 昼間の等価騒音が基準値以下だが51デシベルという場所がある。車がどの程度通るか定かではないが、あまり通らないようであれば、問題があった場合には対応してもらおう手を整

えた方が良い。

【事務局】 分かりました。

【議長】 店舗北側の道路は誘導経路としては想定していないのか。

【事務局】 こちらには店舗東側出入口に左折禁止看板を出して行かせないようにしている。

【委員】 誘導経路について、店舗南東の交差点を經由して帰す経路と、線路を超えて店舗北側へ帰す経路とがあるが、南東交差点を經由する経路は、店舗北側へ帰す経路と合流するのではないか。

【事務局】 南東交差点を經由する経路については、店舗周辺の来客を想定しており、線路の先までは想定していない。線路の先からの来客については、道路状況が良い経路を設定している。

【委員】 店舗周辺の道路予定地に現況では住居があるが。

【事務局】 移転するということを聞いている。

【委員】 店舗西側の空き地については。

【事務局】 今回の届出とは別の開発地になると聞いている。

【議長】 他に意見がないようなので、事務局案のとおり、意見は付さないこととしたい。

(全員了承)

●新設（5条1項） (仮称) 鷲宮南部開発SC
(事務局説明)

【委員】 交通についてであるが、動的交通シミュレーションについて、事務局から簡単に説明があり、事前に何度も相談があった案件である。シミュレーションの設定等は概ね問題はないが、来店

誘導経路をいかに守らせるのが問題である。

誘導計画では商圈を方向別にA～Iの経路に分けており、一番来店台数が多いのがEのインター方面である。ピーク時659台が店舗南方面から北上し、手前の交差点を左折して、次の交差点を右折して店舗に来る。現在混雑している県道沿いに近づく経路が他にもあり、久喜駅入口交差点に466台、北陽高校前が421台。この3つの経路が店舗の西側に入っていく計画であるが、うまく分散させないと、E方面から来た車が久喜駅入口から左折をしだすと、ここに約千台の来店車が集まり、絶対にパンクしてしまう。誘導経路をしっかりと守った上で、事前に警察を含めた事前協議の中で信号を最適化するという条件であれば、県道への大きな影響はないかと考える。

交差点需要率も0.9に近いところもそれなりにあり、店舗面積も県内で3番目に大きい施設ということから、オープンはまだ先のようなのであるが、オープンした時には慎重な対応が必要ではないかと考える。

【議長】 今、話があったように県道は幹線道路であり、非常に混んでいる。信号が多いせいだと思うが、わずか1km程度の区間に信号が4つ程ある。ここに計画店舗ができれば心配だという地元の声もあるようである。道路が整備され、誘導経路をしっかりと守っていただくようにすれば、それなりになるのではないかと。ただ、できてみないと分からない。

【委員】 オープン時の対策はしっかりやるようである。ただ、単に意見なしというのではなく、5万㎡を超える店舗でもあり、他の超大型店でもあったように、交通について適宜対策をとる旨の附帯意見をつけてはどうか。

【委員】 入間のアウトレットについて、現在交通整理員が付いており、誘導経路を守っていただいているようである。

【議長】 そういう対策をとり徹底するときちんと流れるようだ。ほかに何かあるか。

【委員】 夜間の駐車場利用時間が22時半までとあるが、店舗北西部

分のロータリー付近の1階駐車場について、ここは夜間閉鎖するののか。

【事務局】 店舗南西部分の駐車場は夜間閉鎖するが、ご指摘の駐車場については夜間閉鎖の対象にはなっていない。

【議長】 他に意見がないようなので、事務局案のとおり、意見は付さないが、交通について附帯意見を付すこととしたい。

(全員了承)

●新設(5条1項) ケーズデンキ本庄店
(事務局説明)

【委員】 あえて心配するとすれば、通学路について、市の意見の安全面の課題が生じた場合、どう対応するかということ。どの程度心配なのかによるが、市が言っている協議体制を積極的に入れさせるのかどうか。

【事務局】 市の見解としては、何らかの連絡体制を整えて欲しいとのことである。事業者からは、安全面での課題が生じた場合に備え、関係機関への連絡体制を整えたとの報告を受けている。

【委員】 荷さばき車両は、敷地から右折アウトするののか。

【事務局】 荷さばき車両については、左折イン左折アウトで処理する計画である。

【議長】 通学路について、国道側は通学路に指定されているののか。

【事務局】 通学路指定はされているが、現在通っている児童はいないとのことである。

【議長】 他に意見がないようなので、事務局案のとおり、意見は付さないこととしたい。

(全員了承)

●新設（5条1項） （仮称）川越旭町ショッピングセンター
（事務局説明）

【委員】 No.3の入口が使われない計画となっているが、これはどうい
うことか。

【事務局】 誘導経路は多少離れたところからの来店を想定している。No.
3の入口は店舗周辺の住民の方が使うことを想定しており、そ
れ以外の来店については他の出入口を使うという計画となっ
ている。

【委員】 実際にはNo.3の入口を使うことはできるが、誘導経路をしっ
かりと守ってもらい、遠方からの誘導には使わないというこ
とか。

【事務局】 そのとおりである。

【委員】 ここに交通整理員はつくのか。

【事務局】 通学路ということもあり、必ずつける予定である。

【議長】 他に意見がないようなので、事務局案のとおり、意見を付さ
ないこととしたい。

（全員了承）

イ 変更

●変更（6条2項） 加須カタクラパーク

●変更（6条2項） 関口ビル

（事務局説明）

【議長】 意見がないようなので、事務局案のとおり、意見を付さない
こととしたい。

（全員了承）

3 閉会

以上、埼玉県大規模小売店舗立地法審議会規則第8条第2項の規定に基づき、審議の内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

平成21年9月14日

議 長 (佐世委員)

議事録署名委員 (坂本委員)

議事録署名委員 (木村委員)